

<感染者確認後の小学校・中学校施設の消毒方法>

恵那市教育委員会

施設消毒作業は、原則、保健所ならびに学校医・学校薬剤師の指示に従って行う。作業員や使用する薬剤、物品等は、市教育委員会と協議して行う。

1. 感染者が滞在していた場所は窓を開ける、換気扇を回すなどして換気をする。
2. 感染者が使用・利用した場所〔教室、トイレ、共有スペース（廊下、玄関、更衣室等）、ロッカー〕、物品〔机、椅子、文房具、パソコンやタブレット、共用の物品（配膳台、電話、電気のスイッチ等）〕はすべて消毒清掃を行う。

3. 各物品の消毒清掃

〔金属、プラスチック、ガラス、ビニール、木等、ハード用品の消毒清掃〕

- ・汚れがある場合には洗剤等できれいにしてから消毒を行う。
- ・0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（製品濃度が6%の場合水3Lに25ml）もしくは70%アルコール消毒液で拭く。

〔カーペット、マット等の消毒清掃〕

- ・目に見える汚れを落としたのちに、製品に適切な洗剤を用いてきれいにする。
- ・洗うことができる場合には、製品に対して適用可能な最も高い温度のお湯を使用して洗う。その後、必ず完全に乾燥させる。
- ・洗うことができない場合には、次亜塩素酸ナトリウムもしくはアルコール消毒液を用いて消毒を行う。

〔トイレ〕

- ・トイレは0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液もしくは70%アルコールを用いて便座や水栓レバー、ドアノブ、トイレトーパーホルダー等の消毒を行う。

〔電気製品〕

- ・電気製品は予め消毒等をしやすいようカバーしておくことが望ましい。
- ・製品の説明書などに記された適切な消毒清掃を行う。
- ・製品に消毒等の方法が記載されていない場合には、70%のアルコール消毒液を使用して拭き、必ず乾燥させる。

〔洗濯機が使用できるもの〕

- ・製品に適した洗濯方法で洗濯機を使用する。感染者に使用したタオル等は80度10分以上の熱湯消毒を行ってから消毒する。可能な場合には、できるだけ洗濯機が使用できる最も高い温度を使用して洗い、しっかりと乾燥させる。また、感染者が触れた、かつ汚染がある場合には他のものと分けて洗うことが望ましい。

4. 消毒にあたっての留意点

- ・ 消毒の範囲は、保健所の指示に従い選定する。
- ・ 実施にあたっては、学校医、学校薬剤師の指導を受ける。
- ・ 消毒作業は、感染者や接触者にあたらない学校職員が行う。人数が足りない場合は、市教育委員会から作業員を派遣する。
- ・ 消毒作業に必要な物品は、第一には学校に常備のものを使用し、不足する場合は市教育委員会が補充する。
- ・ 消毒薬剤により変色、変質、劣化、破損等が発生する可能性があるため、消毒薬剤の選定、使用量、使用方法（散布やふき取りの方法）に留意する。
- ・ 表面に付着したウイルスはおよそ3日（72時間）で無くなるため、消毒が困難な場所や物品（図書等）はこの期間使用を禁止する。

5. 作業員の服装

- ・ 清掃消毒を行う人の暴露の危険は高くはないと考えられているが、作業にあたっては必ず使い捨てのマスク、手袋を使用する。
- ・ 防護服は使用しない。
- ・ 消毒薬剤が飛散する場合には目の保護を行う。

※作業中に使用したマスクや手袋は、作業後に必ず廃棄する。

※マスクや手袋を脱ぐ際には、汚染されないよう気を付ける

※使用したマスク、手袋、雑巾、床拭きシート、使い捨てガウンなどはビニール袋に密封し、適切に廃棄する。

※手袋を脱いだら、すぐに石鹼と流水で手を洗う。

※作業中に使用した上履きの裏を、作業後に消毒する。

※使い捨てガウンの代わりに割烹着やエプロンを使用した場合は、使用後に必ず洗濯を行う。洗濯機に入れたら必ず石鹼と流水で手を洗う。

国立感染症研究所が発行している「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」および CDC の福祉施設等で施設内で感染者が出た場合の消毒作業の手順 11 を参考にしています。